○文部科学省告示第九十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十二年六月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

（工芸品の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
鼠志野草花文鉢　一口	国（文化庁保管）	
比良山蒔絵硯箱　一合 見込に塩見政誠の朱漆銘がある	独立行政法人国立文化財機構（東京国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九
黒綸子地波鴛鴦文様小袖　一領	独立行政法人国立文化財機構（東京国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九
奈良三彩壺　一口	独立行政法人国立文化財機構（九州国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九

○文部科学省告示第百号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十二年六月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

（書跡・典籍の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
春日懐紙（紙背春日本万葉集）　二十三枚 附　中臣祐定書状案（紙背春日本万葉集）　二通	大学共同利用機関法人人間文化研究機構（国文学研究資料館保管）	東京都港区虎ノ門四―三―一三
高麗版貞元新訳華厳経疏巻第十　一巻	財団法人大東急記念文庫	東京都世田谷区上野毛三―九―二五
斎宮女御集（唐紙）　一帖	財団法人徳川黎明会（徳川美術館保管）	東京都豊島区目白三―八―一一
宝要抄　一巻	財団法人武田科学振興財団	大阪府大阪市淀川区十三本町二―一七―八五

○文部科学省告示第百一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十二年六月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫

（古文書の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
平城宮跡内膳司推定地出土木簡　四百八十三点	独立行政法人国立文化財機構（奈良文化財研究所保管）	東京都台東区上野公園一三―九
加賀郡牓示札（石川県加茂遺跡出土）　一枚	石川県（石川県埋蔵文化財センター保管）	石川県金沢市鞍月一―一
氏経卿神事記　一冊	宗教法人神宮	三重県伊勢市宇治館町一
氏経卿引付　七冊	宗教法人神宮	三重県伊勢市宇治館町一

○文部科学省告示第百二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十二年六月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫